

償却資産申告書の書き方

(※別紙記入例を参照しながらご覧下さい)

以下記載例は、平成30年5月に300万円で外構工事を行い、令和4年10月に250万円で太陽光発電設備を新規取得した場合について例示しています。

- ① 個人の方の場合は、住民票と同じ「住所地」、「氏名」を記入してください。
法人の方の場合は、「法人所在地」もしくは「納税通知書送付先」、「法人名とその代表者氏名」を記入してください。
- ② 各資産の種類別（書き方⑦参照）、取得年毎に取得価額とその合計額を記入してください。
(例)
 - ・イ枠（令和4年より前に取得したもの）には、平成30年5月に取得した「外構工事」が該当するので、下記のように記入。
「1 構築物」の行に「3,000,000」と記入し、「7 合計」の行に「3,000,000」と記入。
 - ・ハ枠（令和4年中に取得したもの）には、令和4年10月に取得した「太陽光発電設備」が該当するので下記のように記入。
「2 機械及び装置」の行に「2,500,000」と記入し、「7 合計」の行に「2,500,000」と記入。
 - ・ニ枠（右端）に各行の合計を記入。
- ③ 郵送・窓口で申告される場合、③の欄の記入は不要です。電算申告される方のみ記載してください。
- ④ 個人番号又は法人番号の記入について
※平成28年1月のマイナンバー制度の導入に伴い、償却資産申告書にマイナンバーの記載欄が設けられています。個人の方は12桁の個人番号を、法人の方は13桁の法人番号を右詰で記載してください。
また、個人番号を記載した申告書を提出していただく際には、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認及び身元確認、代理申告の場合は併せて代理確認）を実施いたします。
なお、郵送で提出される場合、マイナンバー及び本人確認できる写しを添付してください。
電子申告（eLTAX）で提出される場合、個人番号カードによる個人認証を行えば本人確認書類は不要ですが、それ以外の場合は個人番号カード・通知カード・個人番号が記載された住民票の写し等いずれかの電子データを添付してください。
- ⑤ 申告書を税理士等が作成した場合は、税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。
- ⑥ 資産の所在地を記載してください。住所と同じ場合は記入不要です。

(裏面へ続く)

<その他の事例>

1. 前年度から資産の増減（お持ちの資産の内容に変更）がないとき
⇒所有者欄を記入し、備考欄に「増減なし」と記入して申告してください。
2. 資産をもっていないとき
⇒所有者欄を記入し、申告書のすべての合計欄に「0」、備考欄に「資産なし」と記入して申告してください。（過去に「資産なし」で申告した場合も毎年申告が必要です）
3. 以前は事業を行っていたが、すでに廃業している、あるいは代表者を変更しているとき
⇒所有者欄にはかつての代表者名で記入し、備考欄に「〇年〇月〇日廃業」もしくは「〇年〇月〇日 〇〇（代表者住所）、〇〇（代表者氏名）に代表者を変更」等記入して申告してください。後日職員がお電話等で照会を行う場合があるため、電話番号を明記してください。

種類別明細書(増加資産・全資産用)等の書き方

（※別紙記入例を参照しながらご覧下さい）

- ⑦ 各資産に対応するコード（数字）を記載してください。
「構築物」：「1」、「機械及び装置」：「2」、「船舶」：「3」、「航空機」：「4」
「車両及び運搬具」：「5」、「工具、器具及び備品」：「6」
（資産の種類によって申告書の用紙を変える必要はありません）
- ⑧ 資産の名称、規格等を記載してください。右隣枠には数量を記載してください。
- ⑨ 取得年月日を和暦でご記載ください。年号欄の「4」は平成、「5」は令和を表しています。
（例）平成30年5月1日に取得した場合⇒「4, 30, 5」と記入
令和4年10月1日に取得した場合⇒「5, 2, 10」と記入
- ⑩ 該当資産の取得価格を記載してください。（取得価格には運賃・手数料・据付費等を含みます。）
- ⑪ 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」による耐用年数を記載してください。詳細については、国税庁ホームページの減価償却耐用年数表を参照してください。
（例）外構工事－15年、太陽光発電設備－17年
- ⑫ 前年中に増加した資産にのみ記入します。あてはまるものに○をしてください。
「新品取得」：「1」、「中古品取得」：「2」、「移動による受入れ」：「3」、「その他」：「4」